鳥取市告示第392号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、 特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとする ときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。) を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の 規定により告示する。

令和6年5月28日

鳥取市長 深 澤 義 彦

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域 鳥取市南安長二丁目578番2ほか(別図のとおり)
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項 の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 当該区域は、土壌汚染対策法施行規則第58条第5項第10号に該当する 自然由来特例区域である。

(別図は省略し、その図面は鳥取市市民生活部環境局環境保全課に備え置いて 閲覧に供する。)